

事前評価調査書

事業名	淡輪漁港 波除堤整備事業																						
担当部署	環境農林水産部 水産課 漁港整備グループ (連絡先 06 - 6944 - 6756)																						
事業箇所	岬町淡輪																						
事業概要	目的	淡輪漁港では、冬季風浪時の西北西方向からの波の反射波により、漁獲物の荷揚げ作業に支障を来しているため、波除堤の設置により陸揚げ物揚場前面の静穏度を改善し、安全で効率的な水産物の荷揚げ環境を確保することにより、漁業従事者の安全安心と水産物の安定供給に資する。																					
	内容	波除堤等整備 波除堤新設(基部)：コンクリートブロック L=50m 波除堤新設(先端)：直立消波ブロック L=40m 既設防波堤延長：セルラーブロック L=10m																					
	事業費	事業費：約1.4億円(負担区分：国50%、府50%) (内訳)実施設計費 約0.1億円 工事費 約1.3億円																					
		【事業費の積算根拠】 過去の工事実績からの想定単価より算出	【工事費の内訳】 波除堤新設(基部)約0.5億円 波除堤新設(先端)約0.6億円 既設防波堤延長 約0.2億円																				
	事業費の変動要因	【他事業者との関連】なし 【今後の事業費変動要因の予測】 実施設計での精査による規模及び構造の若干の変更による事業費の増減 施工段階での漁協等との調整による安全対策、にぎり対策等の追加による事業費の増。																					
	維持管理費	約70万円/年(過去の実績より事業費の0.5%と想定) 大阪府漁港管理条例に基づき大阪府が管理。 将来的には岬町へ移管予定。(第1種漁港市町移管検討協議会で決定済)																					
	関連事業	水産基盤ストックマネジメント事業 (本事業の完成に合せ、鋼管栈橋式物揚場の補修を実施)																					
上位計画等の位置づけ	第2次漁港漁場整備長期計画(H19.6.8閣議決定)																						
優先度	地元漁協からの強い整備要望があり、かつ安全安心の観点からの優先度も高い。 また、本府管理の第1種漁港(10漁港)は、平成16年度から概ね15年以内に漁港整備を終えて順次市町へ管理移管することが決定しており、本漁港の整備も移管事業の一貫として計画的に推進することが必要。																						
事業の進捗予定	事業段階ごとの進捗予定と効果	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>H21</td> <td>H22</td> <td>H23</td> <td>H24</td> <td>H25</td> </tr> <tr> <td>進捗</td> <td>実施設計</td> <td>防波堤工事</td> <td>波除堤工事</td> <td>波除堤工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>効果</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>港内静穏度確保</td> </tr> </table>					H21	H22	H23	H24	H25	進捗	実施設計	防波堤工事	波除堤工事	波除堤工事		効果					港内静穏度確保
		H21	H22	H23	H24	H25																	
進捗	実施設計	防波堤工事	波除堤工事	波除堤工事																			
効果					港内静穏度確保																		
完成予定年	平成24年度																						

事業を巡る社会経済情勢	事業目的に関する諸状況	<p>【事業予定地の状況】</p> <p>昭和63年度～平成12年度に行った淡輪漁港改修事業により漁港を拡張整備。事業予定地周辺は供用中の陸揚げ物揚場が存在。 淡輪漁港の港口部に位置するため、漁船の安全航行への配慮が必要。</p> <p>【静穏度(最大波高)】</p> <p>現状の最大波高は、陸揚げ物揚場 49cm、休憩物揚場 92cmであり、漁港計画上の標準値(陸揚げ物揚場30cm、休憩物揚場40cm)を超えており、荷揚げ等の作業に支障が生じている。</p> <p>【その他】</p> <p>本事業は、第1種漁港市町移管検討協議会において、漁港機能の復旧を要するものとして位置付けられている。</p>
	地元等の協力度	<p>【地元の要望】</p> <p>漁獲物の荷役作業の支障改善について、地元漁協からの強い要望がある。 (平成11年8月26日付け 淡輪漁協から大阪府知事あての要望書あり) また、岬町においても、同町の主要な産業としての漁業振興を熱望しており、同事業への期待は高い。 事業実施に当たっては、岬町、淡輪漁業協同組合の全面的な協力が得られる見込みである。</p>

事業効果の分析	費用便益分析	<p>具体的な便益内容</p> <p>B / C = 2 . 5 9</p> <p>便益総額 B = 4 2 6 百万円 水産物の生産コストを削減する効果 3 7 3 百万円</p> <p>総費用額 C = 1 4 4 百万円 建設費 1 3 1 百万円 維持管理費 1 3 百万円</p>	<p>備 考</p> <p>【算定根拠】 ・水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン（暫定版） 平成 14 年 3 月 水産庁漁港漁場整備部</p> <p>・便益：波除堤整備による出漁日数の増加、漁船耐用年数の増加を便益として計上。</p> <p>・費用：前述の全体事業費に加え、完成後 5 0 年間の維持管理費を現在価値化し算出</p> <p>・受益者：漁業者</p>
	その他の指標 (代替指標)	<p>最大波高の低減 陸揚物揚場 42cm 30 cm 休憩物揚場 92cm 40 cm</p> <p>最大波高の標準値 陸揚物揚場 30 cm 休憩物揚場 40 cm</p>	
	定性的分析	<p><安全・安心> 波除堤整備による泊地の静穏度確保により、荷揚げ作業の安全が図られ、漁業就労環境の向上が見込める。</p> <p><活力> 波除堤整備による荷揚げ作業の効率化により、水産物の安定的供給と地域の活性化を図ることができる。</p> <p><快適性> 波除堤整備による漁労作業の効率化により、漁業従事者の作業時間が短縮し、ゆとりある快適な就労環境の実現に資する。</p> <p><その他> なし</p>	

自然環境等への影響と対策	<p>工事期間中の水質への影響を軽減するため、堤体構造を、現場工期が短く環境負荷の少ないブロック積みとする。</p> <p>低排出ガス機械を使用するなど、環境に配慮した設計施工に努める。</p> <p>早期工事完了に努め、環境負荷の低減に努める。</p>																																								
代替案との比較検討	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>第1案：沖防波堤延伸案</th> <th>第2案：沖防波堤単独案</th> <th>第3案：港内波除堤案</th> <th>現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計画平面図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計画条件</td> <td colspan="4">冬期風浪時(U=15m/s)を対象 波向:WNW (H=1.6m、T=4.4s)</td> </tr> <tr> <td>防波堤配置上の特異性</td> <td>既存沖防波堤を西側に50m延伸させ、波を港内に入れない案</td> <td>沖防波堤の西側に、50mの単独防波堤をWNWに直方向に設け、波を港内に入れない案</td> <td>港内に波除堤及び西側の既設防波堤を10m延伸させ、WNWの波を対象エリアに影響させない案</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静穏度【最大波高】</td> <td>陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:69Cm</td> <td>陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:72Cm</td> <td>陸揚物揚場:30Cm 休憩物揚場:40Cm</td> <td>陸揚物揚場:49Cm 休憩物揚場:92Cm</td> </tr> <tr> <td>操船水域</td> <td>大</td> <td>大</td> <td>中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業費用</td> <td>高価</td> <td>最も高価</td> <td>安価</td> <td></td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		第1案：沖防波堤延伸案	第2案：沖防波堤単独案	第3案：港内波除堤案	現況	計画平面図					計画条件	冬期風浪時(U=15m/s)を対象 波向:WNW (H=1.6m、T=4.4s)				防波堤配置上の特異性	既存沖防波堤を西側に50m延伸させ、波を港内に入れない案	沖防波堤の西側に、50mの単独防波堤をWNWに直方向に設け、波を港内に入れない案	港内に波除堤及び西側の既設防波堤を10m延伸させ、WNWの波を対象エリアに影響させない案		静穏度【最大波高】	陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:69Cm	陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:72Cm	陸揚物揚場:30Cm 休憩物揚場:40Cm	陸揚物揚場:49Cm 休憩物揚場:92Cm	操船水域	大	大	中		事業費用	高価	最も高価	安価		評価				
	第1案：沖防波堤延伸案	第2案：沖防波堤単独案	第3案：港内波除堤案	現況																																					
計画平面図																																									
計画条件	冬期風浪時(U=15m/s)を対象 波向:WNW (H=1.6m、T=4.4s)																																								
防波堤配置上の特異性	既存沖防波堤を西側に50m延伸させ、波を港内に入れない案	沖防波堤の西側に、50mの単独防波堤をWNWに直方向に設け、波を港内に入れない案	港内に波除堤及び西側の既設防波堤を10m延伸させ、WNWの波を対象エリアに影響させない案																																						
静穏度【最大波高】	陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:69Cm	陸揚物揚場:37Cm 休憩物揚場:72Cm	陸揚物揚場:30Cm 休憩物揚場:40Cm	陸揚物揚場:49Cm 休憩物揚場:92Cm																																					
操船水域	大	大	中																																						
事業費用	高価	最も高価	安価																																						
評価																																									
その他特記すべき事項	<p>【国庫補助制度の状況】</p> <p>現在、本事業のような「漁港施設の局部改良」が唯一実施可能な「漁村再生交付金事業」が、国庫補助事業の制度改変により平成 21 年度をもって廃止となる。</p>																																								

評価結果

「事業実施は妥当」

本事業は地元から強い要望があり、事業実施により安全で効率的な水産物の荷揚げ環境が確保され、漁業従事者の安全安心と水産物の安定供給に寄与することから、必要性及び効果は認められる。

本事業の実施により漁港内外の海水交換が妨げられ、夏場における港内水質の悪化が懸念されるものの、海水交換への配慮は実施段階での検討が可能であり、そのことにより施設内容、事業費に大きく影響を及ぼさないことから「事業実施」とする。

